札介保(指)第 16582 号 令和 3 年(2021 年)7 月 12 日

各介護サービス事業者 管理者 様

札幌市長 秋元 克広

まん延防止等重点措置の適用終了に伴う今後の感染症対策の取り組みについて

日頃から札幌市の高齢福祉行政の推進に御協力いただき、また、今般の新型コロナウイルス感染予防対策に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

札幌市内においては、感染者の急増により5月16日に「緊急事態宣言」が発出され、 6月21日からは、「まん延防止等重点措置」が適用されておりました。

「まん延防止等重点措置」の適用は、7月11日で終了しましたが、今後、夏休み等により人の移動が活発化することを見据え、リバウンド防止のため、「夏の再拡大防止特別対策」として、7月12日から7月25日まで札幌市は重点地域に指定されました。

アルファ株の感染力を上回ると言われる<u>デルタ株</u>の感染は全国的に拡大しており、市内においても感染事例が判明している状況において、今後、市中に感染が拡大した場合は、第4波を上回る事態も予想されております。

第5波による感染拡大を招かないために、各事業所におかれましては、下記のとおり 引き続き感染予防・感染拡大防止の徹底した取り組みをお願いいたします。

また、抗原検査による定期的なスクリーニング検査の積極的な実施やワクチン接種につきましても、併せて検討していただきますようお願いいたします。

記

1 日常生活における注意点

- (1) デルタ株の感染性が高いことを踏まえ、感染リスクが高まる状況・場面を回避するとともに、日常生活においてもマスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底すること。
- (2) 必要最低限のものを除き、不要不急の外出や移動は避けること。
- (3) 大人数(5人以上)での会食、飲酒等の感染リスクが高い行動は控えること。
- (4)「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は避けること。

2 職場における注意点

- (1) 重症化リスクの高い高齢者と接することへの意識を常に持ち、基本的な感染症対策を更に徹底すること。
- (2) 休憩場所や食事場所などの感染リスクが高まる場所の再点検を実施すること。

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

TEL: 011-211-2972

FAX: 011-211-5117